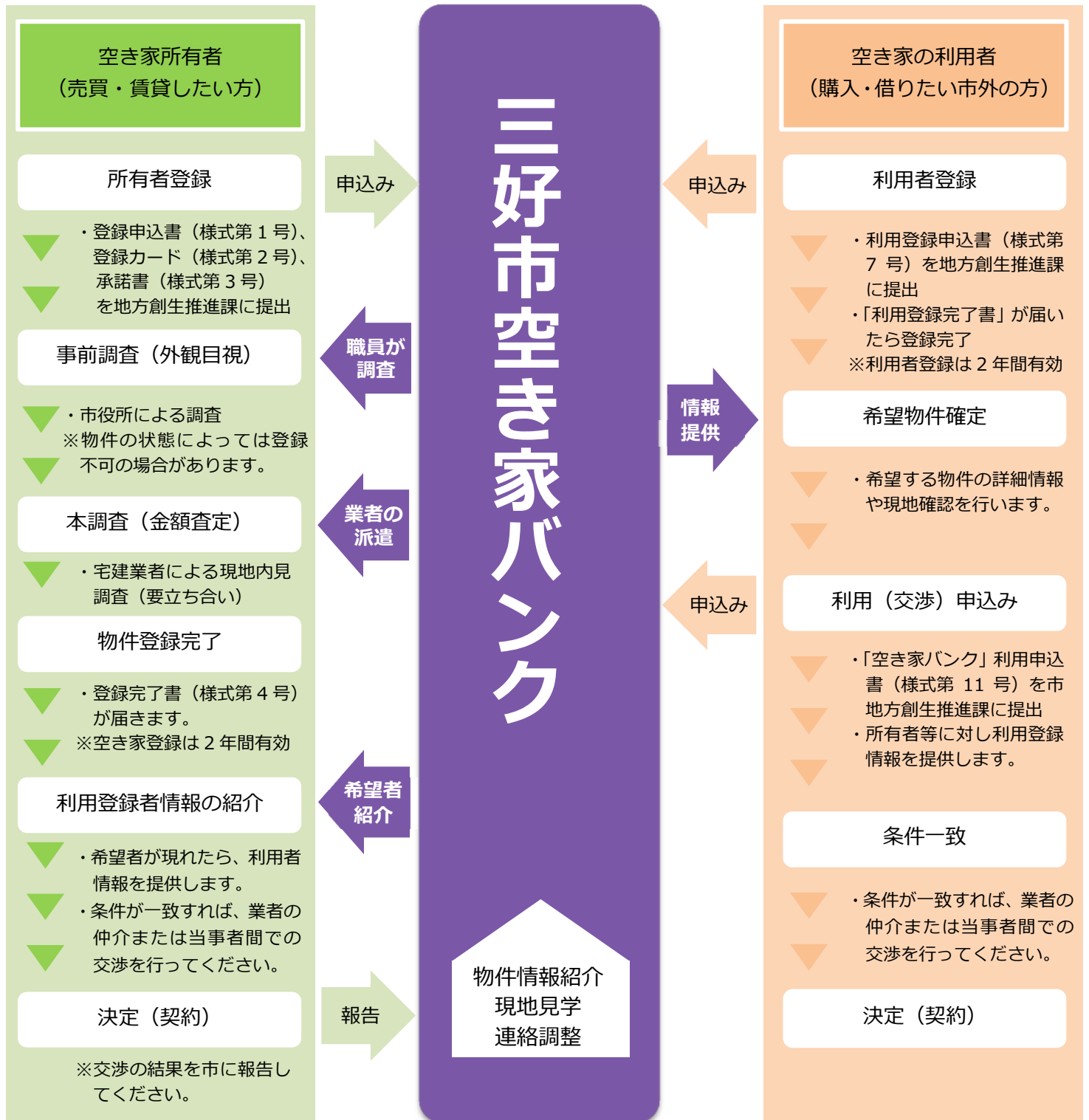


三好市「空き家バンク」制度のしくみ



注 1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築 (購入) し、現に居住していない建物及び敷地のことをいいます。
(賃貸借を目的として建てた物件は対象外となります。)

注 2) 本事業において市は、登録された空き家の情報を利用登録者へ、また利用登録者の情報を空き家の所有者等に提供を行うもので、空き家に関する売買及び賃貸借等の交渉・契約については、直接これに関与しません。